

登録販売者の資質向上のための外部研修実施機関届出書

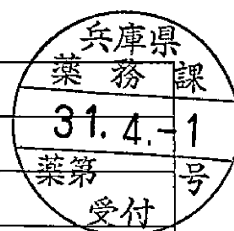
2019年4月1日

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通6-4
氏名 一般社団法人 兵庫県医薬品登録販売者協会
会長 水谷 光伸



「登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づき、必要書類を添付のうえ、外部研修実施機関の届出を行います。

届 出 者	実施機関名	一般社団法人 兵庫県医薬品登録販売者協会		
	代表者名	水谷 光伸		
	所在地	兵庫県神戸市中央区下山手通6-4-3		
	事務局責任者	馬場 康代		
	電話	078-341-0670	FAX	078-341-0675
	HP アドレス	http://hyoyaku.o.oo7.jp		



1 これまでの研修の実績

当協会は公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会（以下全薬協）と連携し、厚生労働省及び兵庫県薬務課のご指導、ご後援のもと平成16年度から平成23年度まで、毎年度4回、1年に12時間の研修を8年間継続して参りました。

また、平成24年度から開始されました「登録販売者の資質向上のための外部研修に関するガイドライン」に基づく研修会を過去7年間（年4回）実施し、多くの資格者の方に受講して頂きました。

2 外部研修の実施方法、体制等

当協会が主体となり、全薬協と協議して策定したカリキュラムに従って必要となる講師を招聘し実施する。

薬局、店舗販売業及び配置販売業に従事する全ての登録販売者を対象とする。ただし、会場の都合上参加人数を制限することがある。

毎年度4回、1回3時間、年合計12時間の研修を行う。

2019年度は7月、9月、11月、2月を予定。（日程、受講料等詳細は当協会ホームページ参照）

研修会場は主に兵庫県神戸市中央区の中央労働センターを会場とする。

研修内容はA講座（医薬品に関する特性と基本的な知識、人体の働きと医薬品、主な医薬品とその作用等）及びB講座（薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用・安全対策、リスク区分等の変更があった医薬品、その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規

等)の2部構成とする。

研修は講義(集合研修)を基本とするが、講義(集合研修)の時間数を超えない範囲でDVDビデオを使用した通信講座を認める。

3 外部研修実施情報の公開

当協会のホームページで公開する。

<http://hyoyaku.o.oo7.jp>

4 外部研修実施に関する記録の保存等

受講者の必要事項(手帳の所有者情報、受講日、内容、開催場所、時間数、集合・通信講習の別等)を記入した手帳に修了印を押印する。

実施内容、受講状況を当協会に保存し、全薬協にも報告する。

受講状況(実施要項、日程、会場、講師名、受講者数、確認テスト等)を兵庫県薬務課へ報告する。

5 専門性・客観性・公正性・透明性の確保

当協会に生涯学習委員会を置き、全薬協と協議の上、兵庫県薬務課の指導を仰ぎ専門性・客観性・公正性・透明性の確保に努める。

研修会講師については、専門的な技能・知識を有し、当事業目的を達成する上での確かな者を当協会生涯学習委員が選任する。

受講状況を把握し、兵庫県薬務課及び全薬協へ報告する。

2019年度 登録販売者の資質向上のための外部研修 実施予定表

2019年4月1日

住所 兵庫県神戸市中央区下山手通6-4-3

氏名 一般社団法人 兵庫県医薬品登録販売者協会
会長 水谷 光伸

【研修会実施予定】

	開催日時	会場	講習内容	
第1回	7月9日(火) 13時~16時	兵庫県中央労働センター 2階大ホール	A講座 第1 B講座 第1 B講座 第4	排尿困難 薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用安全対策 登録販売者の理念・倫理・関係法規
第2回	9月12日(木) 13時~16時	同上	A講座 第2 A講座 第3	皮膚のかゆみ、肌荒れ にきび、抜け毛、ふけ
第3回	11月6日(水) 13時~16時	同上	A講座 第4 B講座 第2 B講座 第3	咳・痰 リスク区分等の変更があった医薬品 薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用安全対策
第4回	2020年 2月3日(月) 13時~16時	同上	A講座 第5 A講座 第6	生理痛 疲れ目、目の乾き、痒み、結膜炎、ものもらい

尚、諸般の事情により予定を変更する場合があります。ご了承下さい。

【受講費用】

・会場受講	正会員	受講料は会費に含まれる	
	準会員	1,000円	会場にて納付
	非会員	3,000円	郵便振込
・DVD受講	正会員	2,000円	郵便振込
	準会員	2,000円	郵便振込
	非会員	3,000円	郵便振込

上記金額は、会場受講・DVD受講共に1回分の受講費用です。

- ※ 上記金額以外に
- ・研修手帳（受講記録を兼ねる）500円
 - ・テキスト（今日のOTC：南江堂発行、お持ちでない方）3,800円
が必要となります。

【申込方法】

基本的に事前申込とさせて頂いております。

申込方法につきましては協会ホームページ (<http://hyoyaku.o.oo7.jp>)

研修会案内の項をご参照頂くか、協会へお電話(078-341-0670)でお問い合わせ下さい。

2019年度登録販売者生涯学習研修実施要項

本実施要項は、厚生労働省『登録販売者の資質の向上のための外部研修に関するガイドライン』に準拠しています。

実施要項目次

2019年度登録販売者生涯学習研修実施要項	- 2 -
1. 全業協 登録販売者生涯学習研修制度の目的	- 2 -
2. 歴史(全業協の研修実績)	- 2 -
3. 研修の実施内容等について	- 2 -
【企画運営】	- 2 -
【研修内容】	- 2 -
【研修時間】	- 3 -
【定期的継続的な実施】	- 3 -
【受講料】	- 3 -
【実施形式】	- 3 -
【講師】	- 3 -
【確認テスト】	- 3 -
【後援名義申請】	- 4 -
4. 研修認定登録販売者制度との関係	- 4 -
5. 情報の公開	- 4 -
6. 受講確認と報告について	- 4 -
7. 研修実施記録の保存	- 4 -
2019年度登録販売者生涯学習研修カリキュラム	- 5 -
2019年度登録販売者生涯学習研修A講座内容	- 5 -
2019年度登録販売者生涯学習研修B講座内容	6

2019年度登録販売者生涯学習研修実施要項

1. 全薬協 登録販売者生涯学習研修制度の目的

公益社団法人全日本医薬品登録販売者協会（以下、「全薬協」という）及び一般社団法人兵庫県医薬品登録販売者協会は、登録販売者の職能の向上を図ること、また、登録販売者が専門家として「一般用医薬品の適正販売等」*の成果を上げ、公衆衛生の向上に寄与できるように、登録販売者が行うべき学習の支援を目的として、この実施要項に基づき、登録販売者生涯学習研修（以下、「生涯学習研修」という）を実施します。

なお、本実施要項は、『登録販売者の資質の向上に関する外部研修ガイドライン』（以下『ガイドライン』と呼ぶ）に準拠したものです。

2. 歴史（全薬協の研修実績）

全薬協生涯学習研修は、社団法人全日本薬種商協会が全国の都道府県薬種商協会と連携し、厚生労働省の後援のもと、平成16年度から「薬種商生涯学習研修」として開始され、以後3年間は、一般用医薬品学を学習しました。（第1次研修）

平成19年度から、平成21年度までの3年間は、ケースごとの適切な情報提供や相談対応を行えるような学習を積み重ねてきました。（第2次研修）

平成22年度からは、医薬品販売制度の大改正への対応を考慮し、購入者等からの情報収集から受診勧奨、商品選択、あるいは生活上のアドバイスまでの流れを、予め手順として総合的に学習する方針を取っています。（第3次研修）

3. 研修の実施内容等について

【企画運営】

登録販売者生涯学習研修会は、全薬協が定める当研修会実施要項に従い、各都道府県協会生涯学習委員会において運営する。

【研修内容】

研修は、「A講座」と「B講座」の2部構成とする。

- (1) 「A講座」は、①医薬品に共通する特性と基本的な知識、②人体の働きと医薬品、③主な医薬品とその作用等の分野を学習する講座とする。

なお、参考書として『今日のOTC薬 第4版(南江堂)』を推薦する。

- (2) 「B講座」は、④薬事関係法規・制度、⑤医薬品の適正使用・安全対策、⑥リスク区分等の変更があった医薬品、⑦その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等*1の分野につき学習する講座とする。

なお、テキストは、全薬協で用意する講師用資料に基づき、講師に作成を依頼すること。

【研修時間】

各都道府県生涯学習委員会は、確認テストに配当する時間を含め、一年間に「A講座」として6講座(1講座90分以上)、「B講座」として4講座(1講座45分以上)、合計10講座(12時間以上)の研修会を実施する。

ただし、『ガイドライン』に基づき6時間以上は集合研修によって受講すること。

【定期的継続的な実施】

当事業目的を達成する上で相応しいレベルを維持し、講座実施方法の全国統一を図るため、右の組み合わせを単位として実施するものとする。

各回の厳格な期間わけはしないが、『ガイドライン』において実施頻度は「定期的かつ継続的に行われていること」とあるため、一泊二日で全てを行うという方法は認められない。

組み合わせの中での順序はどちらが先でも構わないものとする。

第1回	A 第1講座
	B 第1, 4講座
第2回	A 第2講座
	A 第3講座
第3回	A 第4講座
	B 第2, 3講座
第4回	A 第5講座
	A 第6講座

【受講料】

各季講座毎に非会員受講料を、3,000円とする。但し、研修は年間、定期且つ継続受講が必要なことから、1年間受講を前提とし、年額12,000円を徴収する。会員の受講料は、会費の内訳として、別途の定めによる。

【実施形式】

研修は、講義(集合研修)を基本とする。ただし、同一内容を複数回実施する場合、2回目以降の集合研修では、ビデオ^{※1}を使用することを認める。

- (1) 会場は、各都道府県協会の指定した場所とする。受講者の便益を図るために、複数の会場を設営できる。
- (2) 全業協幹旋のDVD等の視聴覚資料又は各都道府県生涯学習委員会の作成した研修録画のDVDによる受講を認める。ただし、その時間数は講義(集合研修)の時間数を超えないものとする。

※1: 必要となる各講座のビデオは、全業で制作等いたしますが、初回実施時に録画したもので、音や画像の質が確保できている場合には、それを使用することも可能です。

【講師】

研修会講師については、専門的な技能・知識を有し、当事業目的を達成する上で適格な者を、各都道府県生涯学習委員会が選任する。

【確認テスト】

全業協は、研修の指針になるとともに、受講者とその学習到達度の確認に役立ち、その後の販売業務に反映できるような「確認テスト」問題と詳細な解説を作成し、各都道府県生涯学習委員会の協力を得てこれを実施する。

確認テスト実施後、解説を行い、自己点検・復習の確認を行う。自己採点后、点検・復習が済んだら、解答用紙のチェックボックスに“✓”を記入するよう、受講者に案内すること。

【後援名義申請】

全日本医薬品登録販売者協会は、厚生労働省の名義使用の許可申請をする。各都道府県協会においても各都道府県薬務主管課等に名義使用の許可申請をするように努める。

4. 研修認定登録販売者制度との関係

平成23年度から、研修認定登録販売者制度の運用を開始していますが、全薬協生涯学習研修を受講することによって研修認定登録販売者になることができます。

認定委員会には、教育、学術等の関係者及び消費者等の参画を求め、研修実施体制の客観性を確保しています。

5. 情報の公開

全薬協又は各都道府県協会は、研修の予定、実施方法、実績等の情報をホームページ等で公表し、透明性を確保する。

6. 受講確認と報告について

各都道府県生涯学習委員会は、確認テストのチェック済み解答と引き換えに、受講者の必要事項を記入した手帳^{※1}に修了印を押印する^{※2}。ただし受講者が、必要な手続きを全て終了していないことが明らかになったときには、取り消すことができる。

受講状況を把握し、各都道府県薬務主管課、及び全薬協研修生涯学習委員会に対し所定の方式により報告する義務を負う。全薬協生涯学習研修委員会は、この報告結果を取りまとめた上で、厚生労働省に報告する。

実施する研修の概要^{※3}を自治体に届け出るとともに、自治体の求めに応じて、研修の実施方法、実績等の情報を開示する。

※1: 手帳に記載する必要事項は、手帳の所有者情報の他、当該講座の受講日、内容、開催場所、時間数及び集合・通信の別。

※2: 認定制度との関係では、取得できる単位のシールを渡す。

※3: 実施要項、確認テスト、日程・会場・講師名・受講者数等

7. 研修実施記録の保存

各都道府県協会は、研修実施記録[※]を6年間保存する。

※: 実施要項、確認テスト、日程・会場・講師名・受講者数等

受講証明書

受講日	年 月 日 ()	
研修課題 (内容)		
開催場所		
受講時間	時間	
受講証明 集合		シール 添付
受講証明 通信		シール 添付

2019年度登録販売者生涯学習研修カリキュラム

回	時期	講座		内容
第1回	4月～6月	A講座	第1講座	排尿困難
		B講座	第1講座	薬事関係法規・制度 医薬品の適正使用安全対策
		B講座	第4講座	登録販売者として求められる理念、倫理、関係法規等
第2回	7月～9月	A講座	第2講座	皮膚のかゆみ、肌荒れ
		A講座	第3講座	にきび、抜け毛、ふけ
		A講座	第4講座	咳、痰
第3回	10月～12月	B講座	第2講座	リスク区分等の変更があった医薬品
		B講座	第3講座	薬事関係法規・制度 医薬品の適正使用安全対策
		A講座	第5講座	生理痛
第4回	1月～3月	A講座	第6講座	疲れ目、目の乾き、痒み、ものもらい
		A講座	第6講座	

2019年度登録販売者生涯学習研修A講座内容

A講座の内容と『今日のOTC薬 第4版』との対応	
第1講座	【チャート】「排尿困難」
	【解説】「排尿障害改善薬」P.512～P.520
第2講座	【チャート】「皮膚のかゆみ、肌荒れ」
	【解説】「湿疹、皮膚炎治療薬」P.308～P.332、「虫刺され、痒み止め用薬」P.334～P.342 「しもやけ、ひび、あかぎれ用薬」P.344～P.352、「ビタミン剤」P.528～P.546、「滋養強壮剤、 ドリンク剤、カルシウム剤、アミノ酸」P.548～P.582 各該当箇所
第3講座	【チャート】「にきび、抜け毛、ふけ」
	【解説】「ビタミン剤」P.528～P.546（にきび、肌荒れ該当箇所） 「毛髪用薬」P.408～P.416（抜け毛該当箇所） 「抜け毛、ふけ」のチャートには「ふけ」が想定されていない。薬効別の解説に、効能効果に ついて「粗糠性脱毛症」「ふけ」を参照
第4講座	【チャート】「咳、痰」
	【解説】「鎮咳去痰薬」P.128～P.148
第5講座	【チャート】「生理痛」
	【解説】「生理痛」：P.60～P.85（生理痛該当箇所）
第6講座	【チャート】「疲れ目、目の乾き、痒み、ものもらい」
	【解説】「眼科用薬」P.418～P.457

2019年度登録販売者生涯学習研修B講座内容

B講座の内容	
第1講座	【薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用・安全対策】 薬事関係法規について行政担当者から
第2講座	【リスク区分等の変更があった医薬品】 第1類から第2類に変更になった医薬品(製造販売業者・発売元制作のビデオ又は第1類医薬品の販売従事実績を持つ薬剤師) ロキソプロフェン(外用剤に限る) 調査終了日:2019年8月24日(未定) イコサペント酸エチル 調査終了日:2019年4月14日(未定) フツ化ナトリウムとトリメブチン(過敏性腸症候群治療薬に限る)は第1類医薬品に移行
第3講座	【薬事関係法規・制度、医薬品の適正使用・安全対策】 行政担当者から。厚生労働省の話を「全国統一薬事講習会」に位置づける。
第4講座	【登録販売者の理念・倫理・関係法規】 登録販売者としての心構え等行政担当者から